

日行連発第1912号
令和4年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

所得税法等の一部改正に伴う行政書士法の一部改正について（周知）

令和4年3月22日、昨年12月24日付で閣議決定された令和4年度税制改正大綱に基づく「所得税法等の一部を改正する法律案（一括整備法）」が可決・成立し、行政書士法が改正されました。

当該一括整備法においては、財務大臣が、在職期間内に税理士法違反行為を行った「税理士であった者（元税理士）」に対し、「懲戒処分を受けるべきであった旨を決定」することができることとし、その決定を受けた者に対しては、懲戒処分に準じ、一定期間の再登録を認めないとする税理士法の改正がなされました。これを受け、行政書士法においてもこの「懲戒処分を受けるべきであった旨の決定」を受けた元税理士について、一定期間行政書士として登録できないこととする旨を欠格事由に追加するための改正が行われたものです。

なお、行政書士法の一部改正に係る施行期日は、令和5年4月1日とされています。

各単位会におかれましては、別紙資料をご確認のうえ、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別紙】

- ・所得税法等の一部を改正する法律案（抜粋）

以上

された期間を経過しないもの

第三十四条の十の十第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法の一部改正)

第八十八条 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

九 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

(弁護士法の一部改正)

第八十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「免職され、」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、」を加える。

第十二条第一項第二号中「又は免職」を「、免職又は税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第九十条 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「禁止され、」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、」を加える。

(行政書士法の一部改正)

第九十一条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

八 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第七条第一項第一号中「、第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改

める。

(道路運送車両法の一部改正)

第九十二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の四第一項中「納付されていないとき」の下に「（当該自動車重量税の納付につき、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の三第一項の規定による委託がされているときを除く。）」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第九十三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

九 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第十四条の七第四号を同条第五号とし、同条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第十四条の九第一項第二号中「第十四条の七第二号」を「第十四条の七第三号」に改める。

第十四条の十第一項第四号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第九十四条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第九十五条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条第一項とし、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。